

(3) 環境配慮書

次に示す事項のいずれかに該当する指定事業所は、環境への負荷が大きいと想定されることから、設置又は変更許可申請時に、条例で定める環境配慮事項について記載した「指定事業所に係る環境配慮書（第 17 号様式）」を提出しなければなりません。（条例第 30 条）

- ◎ 常時使用する従業員が 50 人以上（規則第 25 条第 1 項第 1 号）
- ◎ 常時使用する従業員が 50 人未満で、建築物の床面積が 3,000m²以上又は百貨店若しくはマーケットで店舗面積が 1,000m²以上（し尿処理施設又はボイラー若しくは冷暖房施設のいずれかの指定施設のみを設置している指定事業所を除く）（規則第 25 条第 1 項第 2 号）
- ◎ 温暖化物質配慮特定事業所（燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 200 リットル以上の指定施設又は焼却能力が 1 時間当たり 625 キログラム以上の廃棄物焼却炉を設置している指定事業所）（規則第 25 条第 1 項第 3 号）

条例で定める環境配慮事項及び環境配慮書の提出を要する指定事業所と提出すべき環境配慮事項の関係は次のとおりです。なお、環境配慮事項は、各号について定められた指針又は条例の規定に基づき、自らが環境への負荷の低減に配慮した内容を記載してください。

〔環境配慮事項〕

条例 第三十 条第一 項	1 号	環境への負荷の低減に係る事項【第 17 号様式（付表 1）】
	2 号	化学物質の適正管理に係る事項【第 17 号様式（付表 2）】
	3 号	自動車排出ガスの排出の抑制等に係る事項【第 17 号様式（付表 3）】
	4 号	温暖化物質の排出の抑制等に係る事項【第 17 号様式（付表 4）】
	5 号	廃棄物の発生の抑制及び再生利用等に係る事項【第 17 号様式（付表 5）】
	6 号	環境の保全に係る組織体制の整備に係る事項【第 17 号様式（付表 6）、組織図】
	7 号	その他規則で定める事項（前 1 号～ 6 号以外に自ら行った事項）（任意）

〔環境配慮書の提出を要する指定事業所と提出すべき環境配慮事項の関係〕

提出を要する指定事業所 (規則第 25 条第 1 項各号)		環境配慮事項 (条例第 30 条第 1 項各号)						
		1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号
1 号	従業員 50 人以上	○	○	△	●	○	○	○
2 号	従業員 50 人未満で 3,000（又は 1,000）m ² 以上	○	○	△	●	○	○	○
3 号	温暖化物質配慮特定事業所	○	—	△	○	—	○	○

注 1) ○は対象事項を示す

2) △は設置許可申請時又は平成 12 年 12 月 20 日以降の最初の変更許可申請時に限る（原則 1 回のみ提出）

3) ●は指定事業所が規則第 25 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当し、かつ第 3 号にも該当する場合に限る

4) 変更許可申請に係る環境配慮書は当該変更に関して配慮した内容を記載すること。また、環境配慮事項の 6 号は既に届け出た内容を変更しているときに限り提出すること

〔環境配慮事項に係る指針等〕

条例 第三十 条第一 項	1 号	環境への負荷の低減に関する指針（平成 22 年川崎市告示第 281 号）
	2 号	化学物質の適正管理に関する指針（平成 12 年川崎市告示第 606 号）
	3 号	自動車排出ガスの排出抑制等に関する指針（平成 14 年川崎市告示第 65 号）
	4 号	温暖化物質の排出抑制に関する指針（平成 21 年川崎市告示第 147 号）
	5 号	川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例（平成 4 年川崎市条例第 51 号）
	6 号	環境の保全に係る組織体制の整備に関する指針（平成 12 年川崎市告示第 604 号）